

大学英語教育学会関西支部 支部連携研究会
会規程

(支部連携研究会規程)

第 1 条 本規程は、大学英語教育学会関西支部が、大学英語教育学会に所属する研究会と、研究上の連携を持つ場合に必要な事柄を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本規程は、支部および支部との連携を希望する研究会の研究の活性化を目的とする。

(支部連携研究会)

第 3 条 大学英語教育学会に所属する研究会のうち、関西支部との連携を希望する研究会がその意思を支部に伝えた場合は、支部役員会の承認を経て、関西支部連携研究会となることができる。

2 関西支部は、関西支部連携研究会が他支部と同様の関係を持つことを妨げない。

3 関西支部連携研究会が、関西支部との連携を中止しようとする場合は、その前年度の 12 月 1 日までに支部にその旨を伝えることとする。

(連携の内容)

第 4 条 関西支部は、関西支部連携研究会に対して以下を実施する。

- (1) 支部講演会(連携研究会企画回)における企画および実施の委任
 - (2) 支部ウェブサイト・ニューズレター・メーリングリスト等での研究会情報の告知
 - (3) 支部大会での発表の勧奨
 - (4) 支部紀要への投稿の勧奨
 - (5) その他
- 2 上記の(1)に関し、支部からの財政的な支援は行わない。

(規程の変更)

第 5 条 本規程の変更は、支部役員会の承認を受けなければならない。

附則 この規程は、2026 年 3 月 7 日より施行する。